二　実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料
三　その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料
（法第十条第四項の規定による報告の方法）
**第十二条**　法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　［略］
3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。
（認定実施予定返金措置計画の変更に係る認定の申請の方法）
**第十四条**　法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他同条第六項の認定をするため参考となるべき事項を記載又は記録した資料を添付するものとする。
（認定実施予定返金措置計画の実施結果の報告の方法）
**第十五条**　法第十一条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。
一　［略］
二　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料
三　法第十条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料
（法第十一条第二項に規定する内閣府令で定める金銭の額の計算）
**第十六条**　法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次項に定める場合を除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。
一　認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に法第十条第三項に規定する事項が記載若しくは記録されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載若しくは記録又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法第十一条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回るとき　当該特定購入額に相当する額
二　［略］
2　［略］

二　実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する書類
三　その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類
（法第十条第四項の規定による報告の方法）
**第十二条**　法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　［同上］
3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類を添付するものとする。
（認定実施予定返金措置計画の変更に係る認定の申請の方法）
**第十四条**　法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る書類の写しその他同条第六項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。
（認定実施予定返金措置計画の実施結果の報告の方法）
**第十五条**　法第十一条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。
2　前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。
一　［同上］
二　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類
三　法第十条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類
（法第十一条第二項に規定する内閣府令で定める金銭の額の計算）
**第十六条**　法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次項に定める場合を除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。
一　認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に法第十条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法第十一条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回るとき　当該特定購入額に相当する額
二　［同上］
2　［同上］